



日本ハビタット協会への寄付に税金優遇が可能になります

2010年7月1日から日本ハビタット協会は
「認定NPO法人日本ハビタット協会」になりました

日本ハビタット協会は、多くの方々から寄付をいただいて、国連ハビタットを通じて居住環境の悪化に苦しむ世界の人々への支援をしております。寄付をしてくださる皆様に深く感謝いたしております。私どもは、寄付者の皆様に税金上の優遇措置が適用になるよう願っておりましたが、そのためには、認定NPO法人の資格を取得することが必要でした。

長い間の願いを実現すべく、本年3月31日に、国税庁に認定NPO法人の申請をしていたところ、7月1日から認定する旨の通知を受けました。約4万にものぼるNPO法人のうち、認定NPO法人の資格を持つのはわずか145程度、つまり276分の1でしかありません。また、申請してわずか3カ月で認定を取得できたのも記録的なことです。これは、寄付をしてくださる皆様、会員その他日本ハビタット協会を支援して下さるの方々のおかげであり、感謝あるのみでございます。

2010年7月1日以降に寄付をして下さる場合には、次の税金上の優遇措置が適用になります。

- 個人からのご寄付：
 - ① 確定申告の際に所得から控除できます。
 - ② 相続又は遺贈の際に、寄付した財産の価額が相続税の課税価格に算入されません。
- 法人からのご寄付：
 - 一定の範囲内で損金算入が認められます。

認定を取得できたこと、かつ、極めて短期間に取得できたことは、日本ハビタット協会の公益性が極めて高いことが認められた結果であり、当協会の信頼性が評価されたことを示していると言えます。

なにとぞ、優遇措置を活用して下記の寄付金口座にご寄付くださいますよう、心からお願い申し上げます。頂戴いたしましたご寄付は、国連ハビタットのプロジェクトの支援に役立ちます。

- ・郵便振替 00150-3-568405 日本ハビタット協会・まちづくり基金口
- ・三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店 普通口座 1519563 日本ハビタット協会
- ・おおぞら銀行 本店 普通口座 6753952-001 特定非営利活動法人日本ハビタット協会

出たる事務	平103-0083	課法 11-244
所の所在地	東京都千代田区麹町一丁目12番	平成22年6月14日
又は納税地	地ふくおか会館1階	
法人名	特定非営利活動法人日本ハビタット協会	
代表者氏名	中村 徹 殿	

国税庁長官 加藤 浩輝

認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書（通知）

貴法人から平成22年3月31日付でされた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請については、下記の期間を有効期間として認定するので通知します。

記

自平成22年7月1日
認定の有効期間
至平成27年6月30日

国連ハビタットからパートナー としての正式承認を得ました

2010年5月1日に国連ハビタット総本部の最高責任者 ティバイジュカ博士と当協会の中村会長の間で 協力協定が締結されました

日本ハビタット協会は、2年前から、国連ハビタット総本部との間で協力協定を締結するための話し合いを続けてまいりました。

その第1歩として、2009年3月に、2009年度のプロジェクトを実施するために必要な事項を定めた協定（プロジェクト協定）を、国連ハビタット総本部と日本ハビタット協会との間で締結しました。この協定により、アフリカでのプロジェクトへの協力が可能となり、私たちの活動範囲が大きく広がりました。私たちはこの協定に基づいて積極的な活動を展開しました。国連ハビタット総本部は私たちの活動を高く評価し、今後の両者の関係をさらに深めるため、2010年5月1日、国連ハビタット総本部と日本ハビタット協会との間で協力協定が締結されました。

この協定は、国連ハビタットが日本ハビタット協会を、日本の民間社会において国連ハビタットを代表するパートナーであると正式に位置づけました。そして、両者がさらに密接に協力すること、当協会が国連ハビタットのための募金と広報を行うこと、そのため国連ハビタットの名称・ロゴの使用を認めること、国連ハビタットのプロジェクトにつき協議すること、当協会は国連ハビタットが実施する世界のプロジェクトを支援できることなどの詳細を定めました。この協定によって、国連ハビタットと日本ハビタット協会の関係は、一層強固になり、当協会の大きな飛躍へのステップとなります。そして、支援を待つ世界の人々のため、さらに貢献することができるようになります。日本ハビタット協会が、国連ハビタット総本部の深い信頼を得ることができたのは、会員の皆様、寄付者の皆様、その他当協会を支援してくださる皆様のご協力のおかげです。深く御礼申し上げます。

認定NPO法人の認定と国連ハビタットとの協力協定は、日本ハビタット協会の活動をこれまで以上に活発化できる大きな礎となります。私どもは、この責任を深く認識して、今後ますます励んでまいります。皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。



協力協定書第1頁



協定書を持つティバイジュカ博士と
マリ・クリスティーヌ国連ハビタット親善大使